

債権総論

債権の種類・目的

債権：特定人（債権者）が特定の義務者（債務者）をして一定の行為（給付）をなさしめ、その行為（給付）のもたらす結果ないし利益を当該債務者に対する関係において適法に保持しうる権利

債務：特定人（債務者）が他の特定人（債権者）に対して一定の行為をすることを内容とする義務

債務は、結果債務と手段債務の2種類に分類される。

結果債務：債権者に対して一定の結果をもたらすべき債務であり、債務の内容はもっぱら特定の結果の実現に向けられている債務

手段債務：債務者が達成すべき任務に適した手段をとり、慎重かつ勤勉に、最善を尽くすことを約束するが、結果の実現については保証されていない債務

【特定物債権と不特定物債権】

特定物債権：特定物の引渡しを目的とする債権のことをいう

ここでいう特定物とは、当事者の間で、個別的に定まった目的物のことをいうのであって、特定物か否かは当事者の主觀で定まる。客観的に定まるのではない。

不特定物債権（種類債権）：一定の種類に属する物の一定量の引渡しを目的とする債権
物の個性に着目せず、一定の範囲の物を目的とする債権。

特定物債権においては、債務者は目的物の保存について善管注意義務を負う ※13
(400条)。

※13 旧民法下においては、特定の効果として、危険負担の買主への移転の効果が定められていたが、改正民法下では、危険負担の移転は「引渡し」（567条1項）によって生じるとされた。

【種類債権を特定物債権に転化する方法（401条2項）】 ※14

- ・債務者が物を給付するのに「必要な行為を完了」したとき（401条2項前段）

または

- ・債権者の同意を得てその給付すべき物を指定したとき（401条2項後段）

【「必要な行為を完了」とは】

持参債務 ※15 の場合：債務者が種類物のなかから特定の物を選定したうえで債権者の住所に持参し、債権者がいつでも受け取れる状態に置いたとき、すなわち現実の提供をしたときに、特定が生じる

取立債務 ※16 の場合：旧民法下では、取立債務の場合は、引渡しの準備・通知に加え、目的物の分離までをも必要と考えられていた
しかし、これは旧民法が特定の効果として危険負担の移転という強力な効果を規定していたからにすぎない。そこで、改正民法下では、取立債務の場合であっても、分離は不要であると考えるべき。

※14 種類債権を特定した場合であっても、債権者の不利益とならない限り、後に債務者の側から特定された物以外の物を債務の目的とする、いわゆる変更権が認められる。

※15 持参債務とは、債務者が債権者の住所に目的物を持参して履行すべき債務をいう。

※16 債権者が債務者の住所で目的物を取り立てて履行を受ける債務。

債務不履行

債務不履行：債務者によって債務の本旨に従った履行がされないこと

【債務不履行の態様】

- ・履行遅滞：履行が可能なのに、履行期までに履行しない場合
- ・履行不能：履行が不能なため、履行できない場合
- ・不完全履行：外形上は履行らしいことがされたが履行としては不完全である場合

【債務不履行に基づく損害賠償請求（415条1項）】

要件

- ① 債務の発生原因（債務が発生していること）
- ② 債務の不履行（債務の本旨に従った履行がされなかったこと）
- ③ 損害の発生（およびその額）
- ④ ②の債務不履行と損害との間の因果関係
- ⑤ 債務不履行につき、債務者の免責事由がないこと（1項但書）

【①債務の発生原因（債務が発生していること）】

参考事例（安全配慮義務）

甲社の従業員Aは、甲の工場で就労中、同僚Bが操作する機会に巻き込まれて怪我をした。Aは甲社に対して金銭的請求をすることができないと思っていたところ、事故後4年を経て賠償請求の可能性を知った。
Aは甲社に対して、損害賠償請求できるか。

問題の所在

金銭的請求の有無を考えるに当たっては、まず当事者間に契約関係がないかを考える。損害賠償請求であれば、不法行為に基づく損害賠償請求より先に、債務不履行に基づく損害賠償請求が可能かを検討したい。

しかし、債務不履行に基づく損害賠償請求をするには、債務が存在することが要件となる。参考事例における甲社とA間の契約は雇用契約（623条）であり、原則として甲社はAに賃金を支払う債務しか負わない。そのため、別途債務を観念できないか。

論証例

使用者は労働者から労務の提供を受けることで利益を得ているのに対し、労働者は使用者により設定される労働環境や指図に従わなければならないという点で、両者は特別な社会的接触関係にある。
かかる関係からすると、使用者は雇用関係に基づく信義則上（1条2項）の付随義務として、労働者の生命、身体、健康について危険が生じないように人的・物的環境を整備すべき義務を負い、かかる安全配慮義務の違反があれば債務不履行責任を負う。

ここで差がつく！

Q 安全配慮義務の内容

安全配慮義務は、手段債務の一つである（どれだけ注意を尽くしても、事故等が発生する可能性はある）ため、論文ではその内容を明確に特定する必要がある。例えば、業務の遂行が安全になされるように業務管理者として予測しうる危険等を排除しうるに足りる人的・物的諸条件を整えること。等の義務・債務が考えられるが、具体的な内容は契約関係や労働の内容によっても定まるものであるから、単に上記の論証を張り付けて、「Yはかかる義務に反してはならないから、安全配慮義務違反がある。」などと簡単に認定するのではなく、問題文の事情等から、具体的な義務の内容を特定する姿勢が大切である。

Q 説明義務違反

債務不履行に基づく損害賠償請求では、しばしば説明義務違反の有無が問題になることがある。説明義務違反が問題になる場合は、「契約締結前」において、必要な説明を一方当事者がしてなかった場合に、契約締結前の説明義務を契約上の債務（=不法行為構成ではなく、債務不履行に基づく損害賠償請求として構成できるか）と捉えることが出来るか、という点で顕在化する。時系列上契約締結前の出来事であるめ、当然に契約に基づいて生じた債務とはいえないためである。

この点が問題になった判例（最判平23・4・22）は、『一方当事者が信義則上の説明義

務に違反したために、相手方が本来であれば締結しなかったはずの契約を締結するに至り、損害を被った場合には、後に締結された契約は、上記説明義務の違反によって生じた結果と位置付けられるのであって、上記説明義務をもって上記契約に基づいて生じた義務であるということは...一種の背離であるといわざるを得ない。』として、債務不履行責任構成を否定した。

ここでポイントとなるのは、判旨のいう『説明義務に違反したために、相手方が本来であれば締結しなかったはずの契約を締結するに至』ったという点である。すなわち、信義則上の説明義務違反は大きく①当該契約を締結するか否かに関する判断に影響を及ぼすべき情報の説明義務と、②締結された契約自体に付随する説明義務に分かれる。上記判例は、①については契約上の義務と構成することを否定したが、②については、契約上の義務と構成可能であろう。

したがって、説明義務違反が問題になった場合には、信義則を根拠として、上記の類型を意識しながら、契約上の義務として構成可能か否かを論じることになる。

また、説明義務の根拠が信義則に求められる以上、その判断は個別具体的な事例ごとにさると言わざるを得ず、契約当事者間の情報力の差、判断能力の差、経験の差、契約類型の専門性の高さなどをも考慮要素として、説明義務の有無を丁寧に認定することで差がつく。

【②債務の不履行（債務の本旨に従った履行がされなかったこと）】

債務不履行は、上記の3類型のいずれかにあたっていることを指摘する。

・履行遅滞：履行が可能なのに、履行期までに履行しない場合

⇒履行期については、412条参照

・履行不能：履行が不能なため、履行できない場合

⇒412条の2第1項の文言を指摘し、あてはめる。ここでいう履行不能には、原始的不能も含まれる（412条の2第2項）

・不完全履行：外形上は履行らしいことがされたが履行としては不完全である場合

【③損害の発生】

債務不履行がなかったとしたら債権者が置かれたであろう利益状態と、債務不履行がされたために債権者が置かれた利益状態との差が、損害であると考える（差額説）

損害の種類

・履行利益：債務の本旨に従った履行がなされていたら債権者が得られたであろう利益

Ex) 目的物の転売利益

・信頼利益：契約が無効または不成立であるのに、それを有効と信じたことによつて債権者が被った損害

Ex) 土地の売買契約を有効だと信じて、その土地に建てられる建築物を調査した際の費用

【④債務不履行と損害との間の因果関係】

債務不履行と損害との間には、因果関係が必要であり、これについては416条が規定している。

論証例

損害賠償制度の趣旨は、損害填補により当事者間の公平を図るところにある。とすれば、賠償の範囲は債務不履行と相当因果関係が認められるものに限るべきである（416条1項）。

そして、相当因果関係の基礎事情については、通常事情の他、当事者の債務不履行時の予見可能性を要件として、特別事情も含まれると考える（416条2項）。

⇒例えば、履行不能時には時価1,000万円だった物が、その3か月後には1,500万円になった、などの例で言えば、原則としては履行不能時の1,000万円が賠償額となるが、履行不能時に債務者が高騰を予測できていたと主張立証できれば、賠償額は1,500万円となる。

【⑤債務不履行につき、債務者の免責事由がないこと】

415条1項但書によれば、免責事由の有無は、「契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして」判断するとされている。

したがって、思考過程としては、まず契約の解釈から、債務不履行をもたらした事実について、債務者が損害を負担すべきといえるか否かを検討する。

その次に、社会通念に照らして、債務不履行をもたらした事実が、不可抗力によるものか（債務者側で制御できないもの）、債権者側に帰責すべきか否か等の視点から検討することになる。